

個別の教育支援計画



研修動画は
二次元コードを読み
又は、説明原稿を参照

1

※ 研修動画は、こちらをブラウザに貼り付けるとアクセスできます。

<http://www.tokucen.hokkaido->

[c.ed.jp/setting/page_371/netcommons3/page_id1150/](http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/setting/page_371/netcommons3/page_id1150/)研修動画

これから、「個別の教育支援計画」の研修を始めます。

この研修は、個別の教育支援計画の目的や、作成、活用の留意点とともに、自校の個別の教育支援計画を基に、担当する子供への支援の内容や引継ぎへの活用について理解することをねらいとしています。

前半に説明、後半に演習を行います。

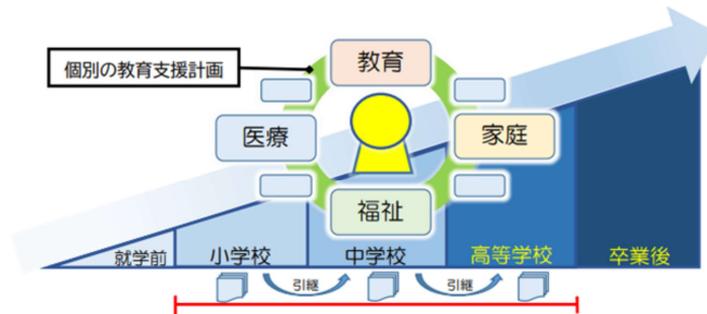
(時間の目安：説明10分、演習20分)

1 個別の教育支援計画とは

○ 一貫した相談支援体制の整備

障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を策定して効果的な支援を行う。

「障害者基本計画」（平成14年12月）



この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」文部科学省（平成29年4月）₂

個別の教育支援計画についてです。

個別の教育支援計画とは、障がいのある子供の発達段階に応じて、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力などの適切な役割分担の下、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行うために作成する個別の支援計画のことで、このうち、子供に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画と言います。

障がいのある子供は、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要です。

子供は、学校だけでなく、家庭で過ごすなど、学校以外にも多くの人と関わっていて、学校での様子がその子供の全てではありません。

また、小学部を卒業して中学部、高等部等と、各ライフステージにおいて、関わる人や機関は広がっていきます。

このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携することができるよう、それぞれの側面から把握した情報や取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが大切です。

個別の教育支援計画を作成し活用することにより、学校内だけでなく、保護者や関係者とも子供の多面的・多角的な情報を共有することができます。

また、情報が蓄積され、関係者で共有できるので、子供の将来を見据えた支援についてよりよく考えていくことができます。

2 個別の教育支援計画の作成

校長は、特別支援学校に在学する児童等について個別の教育支援計画（学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（次項において「関係機関等」という。）との連携の下に行う当該児童等に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成しなければならない。

「学校教育法施行規則第134条の2」

家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。

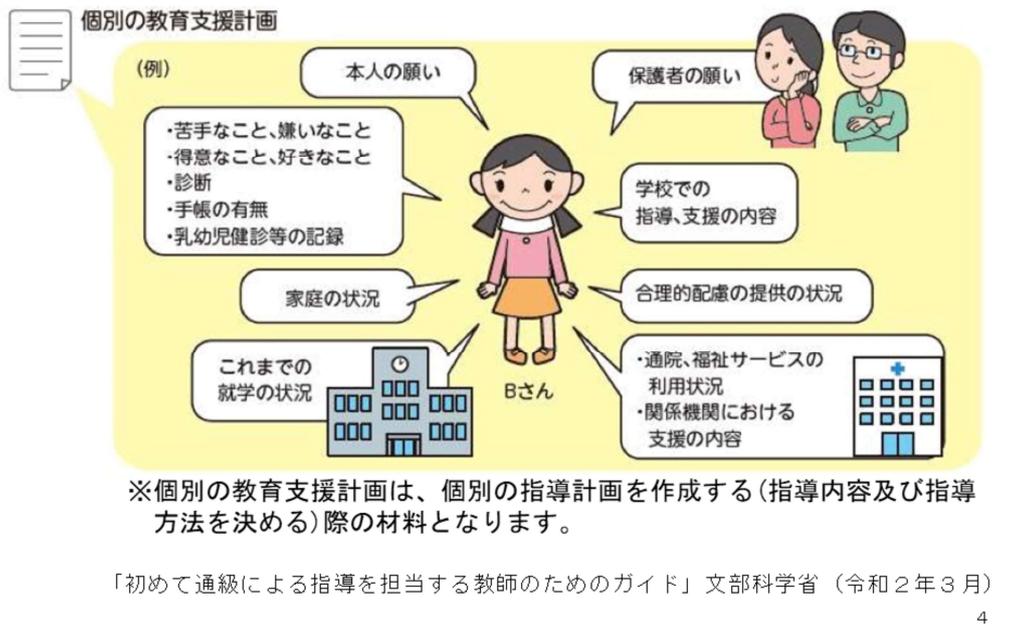
「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」文部科学省（平成29年4月）

3

個別の教育支援計画の作成については、学校教育法施行規則及び学習指導要領において、このように示されています。

特に、平成30年の学校教育法施行規則の一部改正により、個別の教育支援計画は、各学校が作成するものであることと、保護者の同意がない場合でも作成する必要があることが明確に示されました。

3 個別の教育支援計画に記載する主な内容



スライドは、個別の教育支援計画に記載される内容の例です。

- ・ Bさんが、どのような環境で育ってきたのか(困難さの気づきの時期、これまでの支援内容など)
- ・ Bさんは、何が得意で何が好きなのか
- ・ BさんやBさんの保護者は、将来に向けてどんな願いを持っているのかなどがあります。

個別の教育支援計画は、個別の指導計画を作成する、つまり、指導内容や指導方法を定める際の材料となります。

個別の指導計画の作成に当たり、指導内容及び指導方法を検討する際は、医学的な診断や手帳の有無のみに捕らわれることのないように留意し、総合的な見地から判断する必要があります。

4 支援の内容の整理と役割の明確化



障害のある児童生徒が生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために、本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえ、在籍校のみならず、例えば、家庭、医療機関における療育事業及び福祉機関における児童発達支援事業において、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立てたり、支援の内容を整理したりする。

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）」
文部科学省（平成30年3月）

6

障がいのある子供には、学校生活や家庭生活、地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うことが重要です。

このことを踏まえ、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、個別の教育支援計画において、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にすることが大切です。

支援の目標を立てたり、支援の内容を整理する際には、障がいのある子供が生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために、本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえ、在籍校のみならず、例えば、家庭、医療機関における療育事業及び福祉機関における児童発達支援事業において、実際にどのような支援が必要で可能であるかを考えます。

関係者間で個々の子供の実態等を的確に把握したり、共通に理解したりできるようにするためには、国際生活機能分類（ICF）の考え方を参考とすることも有効です。

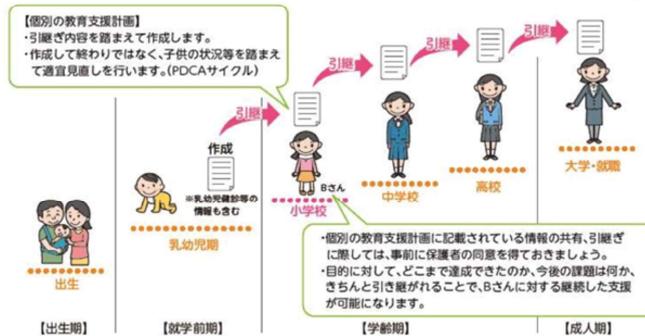
ICFの考え方については、「I-4 自立活動」で説明していますので、参考にしてください。

また、学校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の子供の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として各教科等にわたる個別の指導計画に生かしていくことが重要です。

5 個別の教育支援計画の活用

個別の教育支援計画の活用にあたっては、支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、**就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かす**ことが大切である。

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚園・小学部・中学部）」
文部科学省（平成30年3月）



「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」文部科学省（令和2年3月） 7

個別の教育支援計画の活用にあたっては、例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切です。

また、関係機関との連携にあたっては、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意し、連携の意図や引き継ぐ内容等について保護者の理解を得るとともに、各教科等における配慮の内容や取組の成果が進学先でも生かされるようにするなど、必要な支援が切れ目なく継続して行われるよう、個別の教育支援計画等を活用して連携を図ることが大切です。

演習

担当している子供の
個別の教育支援計画を基に、
次のことについて確認しましょう！

- ・本人及び保護者の意向や将来の希望は何か。
- ・学校や関係機関において、実際にどのような支援が必要か。
- ・支援の内容は、個別の指導計画の指導内容や指導方法の工夫に生かされているか。
- ・個別の教育支援計画は、いつ、どのように活用しているか。

8

それでは、ここからは演習を行います。

担当している子供の個別の教育支援計画と個別の指導計画を準備してください。

この演習では、個別の教育支援計画における支援の内容を指導内容や指導方法の工夫に生かすことや、必要な支援を切れ目なく行うため、個別の教育支援計画を活用して引き継ぐことを理解できるようにすることをねらいとしています。

個別の教育支援計画を基に、本人及び保護者の意向や学校における支援の内容について確認し、個別の指導計画における指導方法の工夫や、学級担任間や関係機関等との引継ぎ・情報共有に活用できるようにしましょう。

<演習の進め方の例>

① 個人思考（10分）

- ・スライドに示した内容を基に、個別の教育支援計画や個別の指導計画の該当箇所に印を付けたり、書き出したりする。

② 交流（10分）

- ・受講者同士や指導教諭と交流する。

☆ 指導教諭は、受講者が、個別の教育支援計画について理解を深め、支援の内容を整理したり引き継いだりする参考となるよう、学校で定めていることに加え、指導教諭が自らの実践において大切にしていることなどを説明する。

☆ 指導教諭は、受講者が、作成や保護者との懇談を行う見通しがある場合は、それらを円滑に進められるよう、本人及び保護者の意向の聞き取りや支援の内容の検討を進める際の工夫、気を付けていることなどについて、指導教諭から実際の経験等を例示して説明するなど、演習の内容を変更して行うなど工夫する。

（時間経過後）

これで、「個別の教育支援計画」の研修を終わります。